

議第 29 号 呉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「適正化法」といいます。）が、令和元年 6 月 14 日に公布されたことを受け、地方公共団体の印鑑登録事務に係る国の技術的助言の一部が見直されたことを踏まえ、所要の規定の整備をするものです。

2 適正化法の趣旨

成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」といいます。）の人権が尊重され、不当に差別されることがないように、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定を設けるなど、関係法律について所要の規定の整備がされました。

3 地方公共団体の印鑑登録事務に係る国の技術的助言の見直し

適正化法の制定を受け、地方公共団体の行う印鑑登録事務に係る国の技術的助言である印鑑登録証明事務処理要領（昭和 49 年自治振第 10 号自治省行政局振興課長通知。以下「要領」といいます。）が改正され、印鑑の登録を受けることができない者から成年被後見人が削除されるとともに、意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けることができないこととされました。

4 条例改正の内容

要領の一部改正を踏まえ、印鑑の登録を受けることができない者から成年被後見人を削除し、成年被後見人であっても、当該成年被後見人の意思能力の有無を個別に判断し、意思能力を有すると認められる者については、印鑑の登録を受けることができるようにするための規定の整備をします。

5 施行期日

公布の日